ボランティア広場

ボランティアセンター(社協内)

住所: 〒300-3572 八千代町菅谷 1033

TEL:49-3949 / FAX:49-3866

『社協』は社会福祉協議会の略称です

2019年10月号

赤い羽根共同募金運動がスタート

10月1日より「赤い羽根共同募金運動」が、全国一斉に実施されます。共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する、「じぶんの町を良くするしくみ」として、取り組まれています。

高齢者や障がいのある方、子どもたち、ボランティア、福祉施設や団体など地域福祉の推進や 災害時には災害ボランティアセンターの設置・運営など、被災地支援にも役立てられます。

赤い羽根共同募金運動の趣旨にご理解いただき、みなさまのご協力をお願いいたします。



農家たすけあい配分事業

【対象となる方】

- 令和元年12月1日を基準日として、下記の①~⑤のいずれかに該当する方
 - ①満 70 歳以上で八千代町ひとり暮らし高齢者台帳へ登録がお済みの方
 - ②身体障碍者手帳 1 級保持者
 - ③療育手帳A · A 保持者
 - ④母子父子世帯及び父母のいない世帯
 - ⑤精神保健福祉手帳1級保持者
- ※生活保護受給世帯、対象者が入院や施設入所など在宅でない場合は、対象となりません。
- ※一人で複数の配分基準に該当している場合は、いずれか一つでの配分となります。
- ※同一世帯に複数対象者がいる場合は、それぞれ申請することができます。

【申請方法】

期限内に申請されない場合には、配分されませんのでご注意ください。

①に該当する方

10 月上旬に、民生委員を通じて通知文をお届けしますので、申請書に必要事項を記入のうえ、期限内に地区担当民生委員へ提出

→12月24日以降、民生委員を通じて支援金が配分されます。

②~⑤に該当する方

10 月上旬に、通知文を郵送しますので、 申請書に必要事項を記入のうえ、期限内に 社協窓口へ来所もしくは郵送で提出 →12 月中に、窓口または金融機関への振 込(手数料は申請者負担)にて、支援金が 配分されます。

ボランティア広場

クリスマス料理配布事業

【対象となる方】

令和元年 12 月 1 日を基準日として、下記の①②のいずれかに該当する方

- ①満70歳以上で八千代町ひとり暮らし高齢者台帳へ登録がお済みの方
- ②満70歳以上の高齢者のみの世帯
- ※世帯全員が満70歳以上であることが条件です。
- ※70歳未満の方と敷地内同居をしている場合などは、対象となりません。



【申請方法】

11月5日までに、地区担当民生委員へお申し込みください

善意銀行預託金払出事業

住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、善意銀行に寄せられた寄付金を活用して、各種民間福祉団体が自主的に実施する地域福祉活動を支援します。

対象事業:高齢者、障がい者、児童等の福祉活動につながる活動

対象事業:八千代町内に活動拠点を置いて活動を行う社会福祉法人、NPO 法人、ボランティア、

その他任意団体

対象経費:1 事業につき上限10万円(事業費総額の5分の4以内) 申請方法:助成を希望する団体は、所定の申請書をご提出ください

受付期間:10月1日(火)~31日(木)

問合せ先:社会福祉協議会

福祉教育推進協議会

8月21日に、川西小学校で福祉教育推進協議会を開催しました。

地域社会、学校、家庭が協働して子どもの時から社会福祉への理解と関心を高め、助け合い活動を育む福祉教育を推進することを目的として、川西小学校を2年間指定しました。

地域の方との交流活動を行うことで、子ども たちが地域と連携・一体となって活動に取り組 むきっかけづくりを推進していきます。



心配ごと相談

日常生活での悩みごとや、困りごとの相談を行います。

日 時:10月8日(火)

9:00~12:00

場 所:町中央公民館 1 階談話室

善意の心 ありがとうございました

皆さんから寄せられた物品や寄付は町内の福祉のために役立たせていただきます。

(敬称略、受付順)

久保ノ谷好美衣類13点㈱高橋モータース 使用済み切手 550枚ガ100枚